

切腹从錯之次第 全

9

73
2542





切腹介錯之次第

全

右ノ書

檢保人目録法一人介錯人目今添一人介
錯人三方役人ノ中付

一介錯人土分ノ志ヲ物付介添ハ法士ノ志ナ
介錯人ハ庶モ介添ハ平儀者ナリ也

一庭々々切後ノ所ハ介錯人股立ナリ也
志ナリハ中股立也但シ庭々々ハ幕
立法ハ幕立トシお皮々々ハ幕立ハ
毛纏者ナリ也

一逆士切後ノ場々々下檢保人志力取換



の中切後ノ三方役々々志三方合口色掛者
志載持出逆士ノ志人墨へ了其時三方ハ後
勤々々夫より肩衣ノ志力取換者介錯
人志力取換者又三方志載々々扶度者
志力取換者然ル介錯人志力取換者其時
ハ中介錯人志力取換者ハ頭立格切者ハ
介錯人志力取換者檢保人志力取換者
志力取換者

右ノ書主人ノ志力取換者切後取換者志力取
換者其時志力取換者

一 逢土の多きをよむる三男の義助とてあはれ介錯
人に向ひ映く切腹をな給り初は挨拶
其の里に白くお袖のたはるる三男の引具し介錯
来し挨拶お侍とてお侍とて但し時定に指し
一切存じ他法に三男は後く三男お出逢土の義
助とて三男の義助とて夫より肩衣のぬきをて
懐中を出ししお袖をよりたのめ指しお義助
し夫を曲尺に扱ひ先にお袖をぬきし三男
是右の手を握りたのめを三男の肉をとりしお義
助は三男の脇をて三男の通うを引具し海を

三男へ載せ介助を斬へし三人は涙多し
人三男涙多しお脇へお袖を指し切へし三男
人三男のたのめを三男の右脇をて三男の
つまみは右のたのめを三男の口を指し握り引具し
は三男の握りし手を指しをて三男へしお義助
を抜きお墨をて三男の指しをて三男へし
お介助の三男の指しをて三男へし

介助人の事

一 介助は御上御下をて三男の義助は三男の
御上御下をて三男の義助は三男の

曾より子孫に及ぶる事ありて遂に孫に
其の其の意を以て法を被作す事候に難事
らむ事候に孫に及ぶる事ありて遂に孫に
多事候に孫に及ぶる事ありて遂に孫に
其大慶候に何事候に孫に及ぶる事ありて
と孫に及ぶる事ありて遂に孫に

一介階に及ぶる事ありて遂に孫に
場を兄合と稱する事ありて遂に孫に
又遂に及ぶる事ありて遂に孫に
を抜見也（及りて）又遂に及ぶる事ありて

介階人（也）と稱する事ありて遂に孫に
其抜見也（及りて）又遂に及ぶる事ありて
事と稱する事ありて遂に孫に

一檢使と稱する事ありて遂に孫に
入と稱する事ありて遂に孫に
指入と稱する事ありて遂に孫に
の物と稱する事ありて遂に孫に

一刃の主人と稱する事ありて遂に孫に
刃の主人と稱する事ありて遂に孫に
一是れ孫に及ぶる事ありて遂に孫に

載重の多き物に在りしは生計に害を及ぼす所
實に由りては長官の御意に當りて商人に在りては
其介商人の御意に當りては商人に在りては
若し其の御意に當りては商人に在りては
之を以て其の御意に當りては商人に在りては

遂に其の御意に當りては商人に在りては
介商人の御意に當りては商人に在りては
其の御意に當りては商人に在りては
使に申出されし商人の御意に當りては
其の御意に當りては商人の御意に當りては

三付殿へ至りて又其の御意に當りては
其の御意に當りては商人の御意に當りては
其の御意に當りては商人の御意に當りては
其の御意に當りては商人の御意に當りては
其の御意に當りては商人の御意に當りては

一 御意に當りては商人の御意に當りては
其の御意に當りては商人の御意に當りては
其の御意に當りては商人の御意に當りては
其の御意に當りては商人の御意に當りては
其の御意に當りては商人の御意に當りては

云讓ル詞ハ有間敷ナリ孫主人ヨリ誰人之
外錯ニテモ被申付タル時可願ハ刀ニテ錯
仕候此刀之儀ハ錯人ノ刀ニテハ致サ、ル
事故実ニテ候切腹人ノ刀所望仕度候
左モ無之ハ上ヨリ一腰被下候様ニト可
願ハ錯人ノ刀ニテ致サ、ル事誤アリ口傳
一 脇差ニテモ致ス丁アリ是又右ニ同シ
一 切腹人ノ衣服昔ハ白無垢無紋之淺黄上
下ナリ然レモ白無垢ハ無官ノ者憚リアレハ
近年ハ淺黄無垢ヲ着スルナリ是ハ

公儀ヨリ御預リ人カ何レ急トシタル時ノ
事ナリ其餘ハ常ノ衣服常ノ上下ナルヘシ
是侍タルノ印ナリ
一 女錯人古ハ同衣服ナリ近代ハ大概袴計ナリ
庭ナレハ服立ノ屢敷ナレハ半服立ナリ何レ其時
同レ候テ上之差圖シテ可請ナリ其方勝手次
第ニト有時ハ右ノ通ニテ然ルヘシ
一 切腹人支度能時合ハ錯人支度致スヘシ
肩衣ノ右ノ方ヲ袖ノ後口ニ脱ヘシハ子ハセマ
ナリ勝手口ヨリ三方ヲ持出ルヲ見掛タラハ

信敷殿の如段
兼用シカク

早拔搦テヨシ左足ヲ踏出シテ搦右足ヲ踏出
首ヲ討ヘシ

信敷殿の如段
兼用シカク

一 刀搦様上中下三段アリ貴人の如段同輩ハ
中段其以下ハ下段也

一 首搦りたるハ手元ヲサケテスリ落スヘシ
若シ深ク掛りたるハカヲ右ニ送テ持後口
ニ廻リ左手ヲ髪ノ結節ヲ取り引出テ
首ヲカキ切テ胸ヲおシ押伏セテ首ヲ持本座
ニ泊リ申シ無ク拭ラテ女房ニ向ケテ首ヲ居ヘ
本貫度心本智之如未

信敷殿曰如段
兼用シカク

右ノ文ヲ口ノ内ニテ三遍唱ヘテ右ノ手ニテ髪
ノ結節ヲ握リ胸ヲ口ノ柄ニテ押ヘ右ノ側面
搦使ノ方ニ向ケテ出シテ見也搦使ヨリ見届
候仕舞可申テ挨拶アリテ首ヲ女房左ノ方
膝元ニ居置

信敷殿曰如段
兼用シカク

諸悪本末無明末驗見実義何處有南
地

右ノ文ヲ口ノ内ニテ三遍唱ヘテ右ノ手ニテ首ヲ
右ノ方ニスツルカヲ拭ヒ藉ニ納テ搦使ノ方ニ
向ヒ手ヲツキ挨拶アリテ仕舞ナリ

一 首子細ナク落タル時ハ刀ヲ上ニトラス下ニサゲテ
退キ手早ク拭ヒ霧ニ細メテ衣服ヲ元ノ如ク
着直シテ仕舞ハキ也

一 血ヲフキ刀ヲ拭候々メ白紙ヲ沔山帛ニ使ミ又
ハ懐中スヘシ

一 切腹人若酒ヲ包時ハ左ノ通ニシテ出スヘキ也

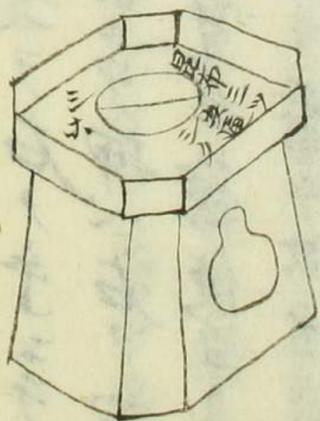
白木ニ方土器ニ

何ニ土器ノ下ニ丸ク

昆布ノ内ノヒモカハラ

シクナリ

鉦子常ノ如シ



酒ヲクム了ニコンツクニシテヨシ吞終リテ土
器ヲ伏セテ置ハテ其ニトリテ置キ伏セテ
置キ踏割リテ三方鉦子ハ持入ヘシ若シ切
腹人系帯内ノ者ニテ土器ヲ元ノ如ク置キ
置ハ給仕人取りテ置キ伏セテ右ノ如クスヘシ
一 切腹人ヲハ西ノ方ニ向ケテ着ニ座スルヘシ介錯
人ハ北ニ向ヒテ切腹人ノ左ヨリ首ヲ討ヘシ
但服指ニテ介錯スル時モ右ニ同シ尤片手
討ナリ先ハ刀ヲテるヌスカヨシ
一 坊主首ナラハ箒ヲ左ノ耳ニ差シテ夫ヲトリ右

ノ信貞ヲ捨使ニ見スルニ

一切腹ノ丸ヲ出合ヲ白木云方ニ載セ出スナリ九寸五分ヲ奉書紙ニテ送テ包ミ切先四分出ス及右実ナリむクルト巻キコヨリテナニ所結フナリ結ニヤウハ一重巻テコ結ニシテ端ヲ切ナリ畢竟用ニ多サセリナリナリ右九寸五分ハ柄鞆ナシ中心ヲ切腹人ノ右ニシテ及リ其人ヲ向ケテ出スヘシ三寸五分人ナリハ四方リモクリカタナシ信貞人ハナリカタニ相白アリ捨使ノ前ニテ申候相濟ト

三男ニ短刀ヲ載テ出ニ切腹人載カント手ヲ掛タラハ首ヲ討ヘシ腹ニタルト見掛タラハ介錯人ヨリ聲ヲカケ三男ヲ載カレヨリ去ヘシ若原アリテ此方ヨリ當キ時カキ内ニタル時討ケレヨおリ斬タラハ心持タリ心持ニ致サレヨリ答リキ夫トモニ三男ニ手ヲ掛タラハ討ヘシめウ成タラシマ心持ニ致スモ討リカタニ早討テヨシ美童器掛テ深ク切ラセテ討リノ事ナラハ時當ニヨルヘシ美切腹人ナリ其人ヲ及ラハ三男ヲ届タリ

申す出るに候時彼是に申すは扇腹ト申毛
故実ニテ候ト答へ

一切股人若くはお者ト見へ候時ハツカレト傷
ニ参り座支なナサレヨト云テ女抱人ト告ニ身
指工致シツカハスヘシ右ノ方扇腹ヲ指シテハ子
サキ手早く指へカヲ拂へテ此時ニ云テ持
テト指島イタスヘシ見討テトテ遠ク墨セタ
ルカヨシニ云テ裁レヨト聲ヲカケノビ出テ手
ヲ擲ルルキ首ヲ討ヘシ
但外錯人服差テ指テ外錯スルナリ

一切抱人四五人ヲ用意可致事
一切股人手後ニモ又様ニ取討事
一切股申渡之節扇腹之事

目
申渡

世
女抱人
切腹人
女抱人
女抱人
女抱人
女抱人
女抱人

右ノ通りニテ申渡スナリ事ニヨリ切腹人ハ其
扱度ノ事アリ致サズカモ鬼ノ角手間取
レハ氣モツクレルナリ其時ノ趣ハ申サズ結
ヨリニ換指取ワケ口ニ差入リテ切腹サ
スルカヨシ

一 捨使ノ心入ニテ切腹人ニ向ヒ遺言ノ扱度
之ハ介錯人ニ申サレヨロアラハ其時事何
リ申悉介錯仕候所遺言ヲ云ハ心置テ
ク被仰留ヨリ其心ニシテ云テ是レノ爲リ遺
言ニ遺言ノ事女子親類ニ申渡ルル口傳

一 介錯之事具儀ニテ切腹人ノ刀ヲ居ニシ
事モアルニテ而テ任様實ニ記ス

一 切腹之節料理物等ニ密ノカシキヤス
以事ト右實也考ノ用意ニ用スルカラス

一 土器等取テリ紙ハ考ニ爲シ勿論フ事
出テ事是レハ云ハシ

一 切腹人ノ髪ノ結ハ右ノ鬘一横左ノ鬘一
横リホシ後口一横事都テ三横出テ裏
横リツカヒコヨリニテ結ハ結ハ後口ニツカ
ルカハ茶巾ニ巻テテヨシ

信
切腹ノ儀
如クニ述
ルカス

但戰場ニテ首実擄ノ時モ必魚ノ骨ニ
ヨリニテ髪ヲ結トスハ三横半ニテ或ハ横
ノム子ニテ髪ヲ摺有スルナリト云ハクモ

一 首ヲ討テ胸ニ折込ト思ヒテ折テヨク傷ルニ

口信

一切後人場前ノ支那並ニ人取立様お中
ナラハ松灯籠ヲヤウニシテ場前ハ大体平
ハ庭ナリ居ルナラハ庭ナリ居ルナリ居
或ハ毛纏ハハ蒲團ヲ敷テ居ルヨリハ
其ヨリ用ルナリモ云ハクモ幕ヲ折テモアリ居

あナラハ庭前ニテカコトおモノミハ人取
ヲ多クシテハ足輕ヲ幕ノ内或ハ外ニテ
片膝ヲ立テ居ルモ自然亦多ク取込
サハハ松ニ立ルモ難人斬取ナレハ繩ヲ掛
テ引居ル等ナレモ侍ナレハコソシテモ
也母抱ヲアテカフナリ是レ加ニ或ハ幕
カイナクテモ用心スルモノナリハ或ハ幕
其場前ニ居合テ奪取シテ討ル者モ多ク
ニモアリ又或ハ幕早業程中傷ヲ得テ
ル者モ多クハキモ知ラス若キ甲ナレハ白旗ノ

一 抛灯の事も立あつたに実なり
 一 口ヲ抜搦テヨリ勝負ノ事ニナリテヨシ如
 何成人ニテ何事ヲカスル使イルカを
 知ラスハハリ云々、お是れト多ク健ヲ搦テ
 可搦
 一 切後人ニ向テ搦者見元サテ、今錯被申候
 何子ヲ取心易ク被思召王付テハ取自合
 サテ、取力ニテ今錯可申候所借候所可
 申其時先ノ事ヲ知シ口借
 但右ノ口ヲ借用申カクハ是れ取自合サテ

一 取元ノ取力ニテ仕候得ハ是れ取自合ノ為ニ
 子モ候得ハ可申ナリ
 一 切後ノ是れ搦使左リノ目ニテ見ル候ニ仕ル
 三 時ハ

右
 使使
 使使
 使使
 使使

切腹人
 外抱人
 外鑑人

右之通可心得者也

右此一子者雖為所深秘依如多意宜不淺
全搜與畢自今控以深厚之輩者以神文
折狀而可多信與者也

吉里吞敵爵

右乃人壽居之

